

宮城県公報

発行
宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

条 例

ページ

○衛生試験手数料条例等の一部を改正する条例

（環境生活総務課等）

一

条 例

衛生試験手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

衛生試験手数料条例等の一部を改正する条例

（衛生試験手数料条例の一部改正）

第一条 衛生試験手数料条例（昭和二十六年宮城県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）を適用し、同告示別表

第一」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が

定める算定方法」に改める。

（保健所使用料等条例の一部改正）

第二条 保健所使用料等条例（昭和二十七年宮城県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）を準用し、同告

示別表第一及び別表第二（以下「診療報酬点数表」という。）を「健康保険法（大正十一年法律第

七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法」に改め、同条第二項中

「診療報酬点数表」を「前項の算定方法」に改める。

（社会福祉施設条例の一部改正）

第三条 社会福祉施設条例（昭和四十八年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中、「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号。以下「診療報酬算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「食事療養及び生活療養費用算定基準」という。）を適用し、診療報酬算定方法別表第一及び食事療養及び生活療養費用算定基準」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に、「同項」を「障害者自立支援法第百三条第一項」に改める。

別表第二の一の項及び二の項中、「を適用し、診療報酬算定方法別表第一」を削る。

別表第三の一の項から三の項までの規定中、「を適用し、診療報酬算定方法別表第一」を削る。

（介護保険審査会条例の一部改正）

第四条 介護保険審査会条例（平成十一年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中、「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に、「同項」を「法第百九十四条第一項」に改める。

（障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

第五条 障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年宮城県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準」に、「同項」を「障害者自立支援法第百三条第一項」に改める。

(精神保健福祉センター使用料等条例の一部改正)

第六条 精神保健福祉センター使用料等条例(平成十四年宮城県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中、「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号。以下「診療報酬算定方法」という。)を適用し、診療報酬算定方法別表第一」を、「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下これを「診療報酬算定方法」という。)(に改め、同表三の項中「を適用し、診療報酬算定方法別表第一」を削る。

(病院事業条例の一部改正)

第七条 病院事業条例(昭和四十一年宮城県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 使用料の額は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下これを「診療報酬算定方法」という。)並びに健康保険法第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第七十四条第一項及び第七十五条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養及び生活療養費用算定基準」という。)により算定した額とする。

別表第一の一の項中、「を適用し、診療報酬算定方法別表第一」を削り、同表二の項中、「を適用し、宮城県立循環器・呼吸器病センター及び宮城県立がんセンターにあつては診療報酬算定方法別表第一及び食事療養及び生活療養費用算定基準により、宮城県立精神医療センターにあつては診療報酬算定方法別表第一及び別表第二並びに食事療養及び生活療養費用算定基準」を削り、同表四の項中

<p>四 厚生労働大臣の定める 評価療養及び選定療養 (平成十八年厚生労働省 告示第四百九十五号。以 下「告示第四百九十五号」 とす。)</p>	<p>四 健康保険法第六十二条 第二項第四号及び高齢者 の医療の確保に関する法 律第六十四条第二項第四 号に規定する選定療養</p>
--	--

を

に改め、「告示第四百九十五

号第一条第四号の」及び「告示第四百九十五号第一条第七号の入院期間が百八十日を超えた日以後の」を削り、「診療報酬算定方法を適用し、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号)第十号」を、「健康保険法第八十六条第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十六条第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に診療報酬算定方法」に改め、「当該相当額」の下に「を加えた額」を加え、同表六の項中「を適用し、診療報酬算定方法別表第一及び食事療養及び生活療養費用算定基準」を削り、同表八の項中「による医療に要する費用の額の」を「により厚生労働大臣が定める」に改め、「(平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号)」を削り、同表九の項中「を適用し、診療報酬算定方法別表第一」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。